

## 決算特別委員会記録（第3号）

令和5年9月11日 月曜日 午前10時00分開議

竹 田 陽 一 委員長 平 井 直 之 副委員長

### 出席委員（14名）

1番	平 井 直 之	委員	2番	鈴 木 英 則	委員
4番	鈴 木 裕	委員	5番	鈴 木 悟 司	委員
6番	鈴 木 一 則	委員	7番	渡 部 正 之	委員
8番	竹 田 陽 一	委員	9番	内 谷 邦 彦	委員
10番	渡 部 秀 樹	委員	11番	浅 野 敏 明	委員
12番	金 子 豊 美	委員	13番	平 進 介	委員
14番	梅 津 善 之	委員	15番	今 泉 春 江	委員

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

内 谷 重 治	市 長	齋 藤 環 樹	副 市 長
竹 田 利 弘	政 策 推 進 監	高 石 潤 一	危 機 管 理 参 与
新 野 弘 明	総務参事兼地域づくり推進課長	梅 津 義 徳	厚生参事兼福祉あんしん課長
渡 邊 恵 子	総 合 政 策 課 長	三 瓶 仁 之	総務課長併選挙管理委員会事務局長 併監査委員事務局長
佐 藤 久	財 政 課 長	高 橋 嘉 樹	会計管理者兼税務課長兼会計課長
逸 見 睦 子	市 民 課 長	佐 藤 秀 人	健康スポーツ課長
鈴 木 幸 浩	子 育 て 推 進 課 長	塚 田 恵 美 子	健康スポーツ課 健康推進担当課長
渡 部 和 喜 子	福 祉 あ ん し ん 課 長寿介護・地域包括支援センター担当課長	鈴 木 浩 一 郎	消 防 主 幹
梅 津 宏 明	代 表 監 査 委 員	土 屋 正 人	教 育 長
青 木 邦 博	技 術 参 与	赤 間 茂 樹	産 業 参 事 兼新産業団地整備課長
佐 原 勝 博	建 設 参 事 兼 建 設 課 長	梅 津 浩 一	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長
菊 地 千 賀	商 工 振 興 課 長	渋 谷 和 志	観 光 文 化 交 流 課 長
板 垣 浩 美	上 下 水 道 課 長	高 世 潤	教 育 総 務 課 長 兼給食共同調理場長
横 澤 聡 一	学 校 教 育 課 長	竹 田 祐 子	観 光 文 化 交 流 課 観光交流担当課長

## 事務局職員出席者

佐々木 勝彦	議会事務局長	片倉 英樹	議会事務局補佐
安達 洋司	技 士	佐藤 美波	議会事務局主事

## 本日の会議に付した事件

- 認 第 1号 令和4年度長井市歳入歳出決算認定について
- 認 第 2号 令和4年度長井市水道事業会計決算認定について
- 認 第 3号 令和4年度長井市下水道事業会計決算認定について
- 議案第66号 令和4年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第67号 令和4年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

## 開 議

- 竹田陽一委員長 おはようございます。  
これから決算特別委員会を開きます。  
本日の会議に欠席の通告委員はございません。  
よって、ただいまの出席委員は定足数に達して  
おります。

### 令和4年度長井市各会計決算に関する 総括質疑

- 竹田陽一委員長 それでは、9月8日に引き続  
き決算総括質疑を続行いたします。

### 浅野敏明委員の総括質疑

- 竹田陽一委員長 順位6番、議席番号11番、浅  
野敏明委員。

- 11番 浅野敏明委員 おはようございます。  
最後の質問になりますので、どうぞよろしくお  
願いしたいと思います。早速質問に移らせてい  
ただきます。

1番目の質問は、決算に係る主要な施策の成  
果報告書の様式について質問いたします。

地方自治法第2条第4項に定める基本構想、  
総合計画を指します、の策定は、1969年に地方  
自治法の一部改正で義務づけられ、計画的な行  
政の運営を図るための基として、本市ではこれ  
まで第一次総合計画から現在の第五次総合計画  
まで、国で示されていたガイドラインに基づき、  
基本構想、基本計画、実施計画の3層の計画と

して策定されてきたと理解しています。その後、  
地方自治法一部改正により、義務は廃止されま  
したが、ほとんどの地方自治体が総合計画を策  
定しています。

現在進められている第六次総合計画の策定は、  
これまでどおり、本市における10年間の地域づ  
くりの方針を示すもので、基本構想は本市の目  
指す将来像と目標を、基本計画は目標を実現す  
るための施策を示し、実施計画は施策に基づく  
事業内容や時期を示すものとして理解してよろ  
しいか、政策推進監にお尋ねいたします。

- 竹田陽一委員長 竹田利弘政策推進監。

- 竹田利弘政策推進監 基本構想は目指すべきま  
ちの将来像とその方向性を定めるもので、期間  
は10年間でございます。

基本計画は施策分野ごとの目標や取り組む事  
業の内容を示すもので、前期、後期、それぞれ  
5年間ずつの計画でございます。

なお、基本計画の個別施策及び主要事業につ  
いては、設定した目標値に対する成果、進捗状  
況等を毎年確認し、評価を実施しております。

実施計画は基本計画で示します施策を構成す  
る各事務事業の内容を表すもので、当初予算編  
成時に設定する事業ごとに、主な事業内容、基  
本目標への貢献、当初予算を含む3か年の事業  
費見込額、活動指標などの項目がございます。  
実施計画は3年間のスパンですが、毎年度ロー  
リングしてございます。今現在の実施計画では  
当初予算とリンクしておりまして、負担金や繰  
出金、施設整備などの事業については、目標値  
が設定されないものもございまして、加えまし  
て、年度途中で計上されます補正予算に係る事  
業費については、全くそこは反映されておりま  
せん。

委員のご質問の中でありました対応について  
は、お見込みのとおりでございますが、決算に  
係る主要な施策の成果を説明するものとして位  
置づけられる成果報告書の事業と、実施計画で